

仙台市長 郡 和子 様

農地等利用最適化推進施策の
改善に関する意見書

令和4年8月

仙台市農業委員会
会長 佐々木 均

I 趣旨

我が国の農業・農村は、農業者の高齢化・担い手不足、鳥獣被害の拡大や農業所得の減少による農山村の活力低下など、厳しい状況が続いています。特に、国の米政策改革に基づく米の生産目標の配分廃止から年数が経過し、農業の基幹である稲作経営は、生産者や農業団体自らが需給見通しを踏まえた生産を行っているものの、新型コロナウイルス感染症の流行により米の在庫が積み上がり、米価低迷の長期化が懸念されています。

また、国際情勢の著しい変化や為替相場の急激な変動等により、肥料などの農業生産資材、飼料や燃油等が高騰し、農業経営に深刻な打撃を与えています。

このような中、本市の農業・農村は広大な農地と恵まれた立地条件のもと、109万市民への食料の安定供給を目指し、県下でも有数の農業産出額をあげるとともに、環境保全などの重要な役割も担ってまいりました。

しかしながら、2020 農林業センサスでは、仙台市の総農家数は5年前の3,199戸から2,521戸へと約20%減少し、また、基幹的農業従事者数の65歳以上の高齢化率は70%を超えるなど、10年後の担い手の確保が喫緊の課題となっています。

今後、本市農業が持続的に発展していくためには、農業者の自助努力もさることながら、本市農政においても顕在化している諸問題の解決はもとより、新たな経済・社会情勢や国の農業政策の変革に的確に対応し得る農業経営の実現に向け、更なる施策の充実・強化が必要です。そのため、本農業委員会では、本市農業・農村の活性化の礎となる農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するため、特に重要となる①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③担い手支援の充実強化、④地産地消の推進、⑤鳥獣被害対策、⑥農業関連施策の充実の6項目について、農業者、農業団体からの意見・要望をもとに、改善すべき施策の内容を農業委員会の総意として本意見書に取りまとめました。

つきましては、本市の令和5年度の施策の立案や予算編成にあたり、特段のご配慮を賜りますとともに、農業者が生産意欲と将来に対する力強い展望を持ち、安心して農業に取り組んでいける農業政策の展開を、国・県等に対し強く求めるよう要望します。

II 事項

1 担い手への農地利用の集積・集約化

農業の生産性を高め競争力を強化するには、農業用施設の整備・改善、担い手への農地の集積・集約化を更に加速し、規模拡大や生産コスト削減等、収益性の高い農業を目指していく必要があることから、引き続き本農業委員会とも連携し、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 農地中間管理事業について、地域毎のきめ細かな説明会の開催など、関係機関と連携して農業者に分かりやすく丁寧な事業の周知・浸透に努めること。
また、農地中間管理事業における農地の利用調整については賃借料の調整も含め、市域の関係機関・農業団体と協議・調整を行い、一丸となって進めることを農地中間管理機構へ申し入れること。
- (2) 機構集積協力金等の助成事業や農地耕作条件改善事業、農地中間管理機構による、ほ場整備事業など、農地集積を進めるために必要な予算の確保を国・県に働きかけること。
- (3) 仙台東地区ほ場整備事業と名取地区ほ場整備事業により発生した組田については、解消に向け積極的に関与し、なお一層担い手に集積・集約化が進むよう努めること。
- (4) 市内12地区で作成・公表した「人・農地プラン」について、利用集積の進捗状況等の把握や、必要に応じて改善策を講じるための地域での話し合いを農業委員会及びJA仙台と連携して進め、地域毎の取り組みが適切に実現するよう支援すること。
- (5) 地域における用排水路の浚渫や畦畔の草刈りなどの共同作業については、参加者が年々減少し、担い手にとって大きな負担となっているだけでなく、農地集積・集約化の支障にもなっている。このことから、地域の共同作業の位置付けの重要性について、日本型直接支払制度の活用推進と併せ、地域の理解・醸成に努めること。
- (6) 土側溝になっている水路の維持管理については、農業者が毎年堀払いをする等、地域の負担となっているため、仙台市又は土地改良区においてU字溝を入れる等の水路改良工事を計画的に実施すること。

2 遊休農地の発生防止・解消

農地は市民に多様な農産物を供給する基盤であるとともに、防災や自然環境の形成等、多様な役割を果たしており、安定的な利活用と保全が重要である。このことから、農地

の有効利用を推進するため、地域特性に応じた収益性の高い農業が持続的に展開できるよう施策を講じるとともに、農地条件整備や担い手の育成・確保など、遊休農地の発生防止・解消のため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 遊休農地の発生が加速度的に進むことが懸念されるため、中山間地域に多く点在する小区画や不整形、傾斜地等農業生産条件の不利な農地について、ほ場条件の改善につながる農地耕作条件改善事業等の積極的な活用を努めること。
- (2) 地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に取り組むことが容易にできるよう、多面的機能支払交付金制度の充実を図るとともに、生産現場の実情に即し、交付申請や活動の記録・報告に係る事務手続き・各種帳票の整備をできる限り簡略化したものとするよう、国並びに関係機関等へ強く働きかけを行うこと。
- (3) JA仙台が展開していた「とも補償事業」の個別転作の確認作業廃止に伴い、遊休農地が急激に増加したとの声が多く寄せられていることから、遊休農地発生防止のための指針となる施策を検討すること。
- (4) 河川敷にある農地は水害等により遊休農地になりやすい状況である。遊休農地化しないよう、水害で被害のあった農道に砕石を入れるなどの整備や木の伐採除去等を行うとともに、農地保全の手段について国土交通省と協議し、適正な農地利用ができる環境にすること。
また、河川が土砂の堆積で浅くなることにより水害を誘発しているため、国土交通省へ浚渫など整備について強く働きかけを行うこと。
- (5) 有効な農地利用を進めるため、市民が農に関心を持ち、農に関わることができるレクリエーション農園等の整備など、農に触れ合う機会の創出を図ること。

3 担い手支援の充実強化

農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進行する中で、地域農業を支える担い手の確保を図るため、認定農業者、女性・青年農業者の育成や集落営農組織の法人化等を進めるとともに、新規参入を促進し、多様な担い手の育成のため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 認定農業者が継続的かつ安定的に農業経営を行っていくことができるよう、各種支援制度の継続を図るとともに、支援内容の説明やPRを積極的に行うなど、支援制度の利用促進に努めること。特に、肥料や農業用ビニール、鉄骨、段ボール等の資材、燃油等が高騰し、生産経費が増加していることから、行政として支援の拡充を行うこと。

さらに、海外からの肥料等の安定供給が可能となるよう、流通への関与を国へ強く求めること。

(2) 集落営農組織については、効率的・安定的な経営体として永続性を確保する観点から、引き続き法人化に向けた集落内の合意形成のための継続的な支援を行うこと。

(3) 令和5年10月から消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が始まる予定であり、担い手の経営安定のため、法人化の形態を適切に選択できるよう、制度について丁寧に説明すること。

(4) 女性農業者については、農業の活性化や6次産業化等を推進する上で、経営への参画をより一層促進することが必要であることから、女性農業者への様々な研修機会の充実を図るとともに、異業種連携を支援すること。

また、女性役員の数が少ない農業団体については、状況を改善するよう働きかけを行うこと。

さらに、女性農業者数の減少や高齢化が進んでいることから、地域で孤立しないようグループ化を促進すること。

(5) 県、市、JA 仙台、農業委員会が連携して新規就農相談会を開催しているが、新規就農の相談窓口が分かりにくいとため、開催日等を HP で広く周知するとともに、(仮称)「新規就農相談センター」のような常設の組織を立ち上げ、開催日の拡大等充実を図ること。

(6) 新規就農者への支援である仙台市独自の施策「小規模機械導入事業」の助成額の上限を引き上げるとともに、千葉市、横浜市、堺市などの新規就農者への支援策を参考にし、土壌改良整備費、生産施設の整備等にも市独自の助成や支援を拡充し、総合的な人材育成・確保対策を講じること。

また、新規参入者が地域に定着できるよう、農業経営、農業技術向上のための相談など支援を充実すること。

さらに、青年就農者については、今後も経営開始資金や低利融資制度の継続を国・県へ要望するとともに、親元就農への支援を始めとし、令和4年度から制度内容が変わったことについて PR 活動の強化を行うこと。

4 地産地消の推進

本市では、米を中心に麦・大豆等を組み合わせた土地利用型農業をはじめ、野菜、花き、畜産など、多様な農業が展開されており、今後、地域農業の持続的発展を図るため、仙台市内での更なる農産物の消費拡大への支援が必要である。

(1) 直売等の地産地消、量販店・飲食店・ホテル等での市内産農産物の利用・販路

拡大のほか、市内産農産物の消費拡大を図る上で必要となる施策を今後も継続して講じること。

- (2) 学校給食への米の提供については、環境保全米と慣行栽培米との価格差について支援を厚くするとともに、消費者である児童生徒へのPRはもとより、生産者である農業者にも制度の普及を図り、生産拡大に努めること。

また、野菜等についても市内産農産物への理解を深めるため、引き続き市内の食材を活用・PRすること。

- (3) 地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるよう、持続的なビジネスの創出を支援する国の施策である「ローカルフードプロジェクト（LFP）」に、仙台市内でも取り組めるよう、普及啓発を推進すること。

5 鳥獣被害対策

本市の西部中山間地域は、農業者の高齢化や担い手不足、ほ場条件の悪さに加え、イノシシやサルによる農作物被害の拡大などから、営農意欲の減退も顕著であり、経営規模の縮小や離農などにより、農業・農村活力の一層の低下が懸念されている。

また、東部地域においてもカラスやカモ、ハクビシン等による野菜への食害が出てきているため、市全域において次の取組みについて対応を図られたい。

- (1) イノシシやサルによる農作物等の鳥獣被害防止については、電気柵敷設等の防護対策が講じられてはいるものの、依然として被害は深刻な状況にある。関係機関と連携の上、個体数の抜本的な削減策を講じるなど、地域全体で取り組む被害防止対策の一層の強化を図り、農業者負担の軽減措置を講じること。
- (2) 鳥獣被害防止対策の電気柵やワイヤーメッシュ柵設置、捕獲器具購入の助成制度については、ソーラー式電気柵を購入すると高額になるため、規模の小さいところでも助成率が低くならないよう、総延長ではなく設置金額に応じた助成にするとともに十分な予算措置を講じること。また、わな用エサへの助成等、市独自の新たな制度を検討すること。
- (3) イノシシ被害防止のための草刈りで多面的機能支払い交付金を使い切っている地区が見受けられ、他の活動に使えず本末転倒となっている。農業振興地域の農用地以外（市街化区域を除く）の農地についても助成対象とするよう国へ働きかけを行うこと。
- (4) 鳥害による野菜の食害等が拡大している中、抜本的な対策が見つからないため、他市等の先進事例を調査し、対策事例を農業者へ紹介すること。

また、当面の対策として、防鳥資材購入・設置の市独自の助成制度により農業者負担の軽減措置を講じること。

6 農業関連施策の充実

- (1) 公共用地（市道等法面、下水道敷地、雨水路周囲等）については、草刈りが行われずイノシシの隠れ場所や、害虫の発生など隣接農地に悪影響を及ぼしている場合が多々見受けられることから、適切な管理を行うよう、各管理者へ申入れをすること。特に仙台市管理の土地については、予算を確保して対応されたい。
- (2) 水稻の生産調整への協力を強制力がないため、生産数量目標が達成できない状況である。農業者自ら方策を考えていく必要はあるが、地域内で達成できる仕組みづくりについて、市からの助言をいただきたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の流行により、農産物消費の減少等、農業全体が大きなダメージを受けており、市としてウィズコロナ・アフターコロナ対策を、長期的視点に立って農業者へ明示されたい。